法令適用事前確認手続 (照会書)

令和5年5月23日

国土交通省 自動車局貨物課長 殿



下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容 (照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に 当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名) が公表されるこ とに同意します。

記

1. 法令名及び条項

本照会書2. 記載の当社の新事業活動が貨物自動車運送事業法第2条2項に規定する「一般貨物自動車運送事業」及び同法第2条3項に規定する「特定貨物自動車運送事業」に該当しないことを確認したい。

- 2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実
 - (1) 実施事業主体

サービス提供事業者:

サービス利用者 :建設機材のレンタルを業とする会社等

(2) 事業活動の概要

ア 概要

当社が、建設機材のレンタルを業とする会社の車両を用いて、当該レンタル会社の保有・管理する各種建設機材を当該レンタル会社の営業所間などで運搬するための、運転サービスを行うものである。想定運搬物は、自走式高所作業車やショベルカー等の各種建設機材であるが、これに限られない(エンジン式発電機、イベント用仮設トイレ等)。

当面は建設機材のレンタル会社を顧客と想定している。将来は、建設機材のレンタル会社のみならず、自社の営業所、倉庫又は事業所間で運搬を要する物(顧客が自社で販売する塩ビ管、鉄筋等)が恒常的にあり、かつ、そのための運搬用車両を自社で保有するものの、十分に活用できていない会社も顧客として想定している。

イ 事業の流れ

新事業活動の具体的な流れは、以下のとおりである。

- ① レンタル会社甲が、自社の国内営業所 A から国内営業所 B まで各種機材を運搬するにあたり、電子メール等により、当社に対して、希望する運搬日時や場所の情報とともに運転サービスの提供を依頼する。また、甲は、運搬に使う甲の保有・管理する車両を特定して、当社に依頼する。
- ② 当社は、当社の社員であるドライバー又は当社と業務委託契約を締結するドライバーの中から、甲の希望する運転サービスを提供可能な者を選び(この選択されたドライバーを乙という。)、乙に対し、当社と乙との間で共有するアプリケーションソフト等で、①の依頼内容を伝達する。乙は、甲の確認の下、甲が特定した甲の保有・管理した車両を用いて、運転サービスを提供する。運転サービスの中には、荷物の積み込みや積み下ろしが含まれる場合もある。なお、甲はこのアプリケーションソフト等は用いない。
- ③ 例えば、乙は、営業所 A から営業所 B への運搬にあたって運転サービスを提供した後、営業所 B から営業所 A まで戻る際に、何らの機材を搭載しないで戻る場合もあれば、営業所 B からさらに営業所 C まで運搬物のないまま移動した上で、営業所 C で運搬物を搭載して営業所 A まで運搬して戻る場合もある。

このように、甲からは、甲の保有・管理する車両を用いた甲が保有・管理する レンタル機材の運搬にかかる運転サービスの提供を依頼され、かつ、希望する運 搬の日時や場所も伝えられる。なお、上記運搬において消費した燃料費も甲の負 担である。

他方、当社は、甲からの依頼に基づき、具体的に運転サービスを提供するドライバー(乙)を選択し、乙に対して指揮・監督する(なお、乙は、当社からの依頼を拒否することも自由であるし、当社以外で勤務したり、当社以外の業務を受託することも自由である。また、当社は、乙に対し、配送に係る業務場所及び時間以外に、役務提供してもらう場所や時間を指定することも無い。)。運転サービス提供中に、甲乙間での直接の連絡は原則として存在しない(不可抗力等により到着時分が遅延することが見込まれるような場合には、乙から到着予定の甲の営業所へ直接連絡を入れることはあり得る。)。

ウ 当社と顧客の関係

当社は、甲との間で、運転サービスの提供に係る業務委託契約を締結する。 同契約に基づき甲から当社に支払われる業務委託料は、輸送キロ数に応じた一律 料金に下記才に記載する荷物保険料等を加えた額とする予定である。

エ 荷物保険

当社は、本件サービスの提供にあたって損害が生じたときのために、荷物保険に加入予定である。この保険によれば、ドライバー乙が運転中に建設機材に滅失毀損

が生じても、甲に保険金が支払われることで損害を補填できる。

当該保険の形式的な契約者は、甲でなく当社である。もっとも、当社は、甲に対し、 当社が保険会社に支払う荷物保険料を当該名目で全額請求するため、実質的な保 険料支払者は甲である。このため、荷物に対する実質的なリスクを負うのは、当社 でなく、甲となる。

オ その他

具体的な料金額や年間売上については、現在検討中である。

(3) 新事業活動を実施する場所

顧客となる企業の事業所の所在地と、当該顧客から指示された運搬指定位置までの 運搬経路内

- 3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠
 - (1) はじめに

本件新事業活動は、貨物自動車運送事業法(以下「法」といいます。)第2条2項に 規定する「一般貨物自動車運送事業」及び法第2条3項に規定する「特定貨物自動車運 送事業」のいずれにも該当しないと考える。

以下、その理由を詳述する。

(2) 「有償」性

ア 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業は、いずれも、他人の需要 に応じた貨物運送において「有償」であるものを指す。

この点、法は、もともと道路運送法の中に規定されていた貨物自動車運送事業にかかる部分を切り出して平成元年に新たに制定されたものである。かかる経緯を踏まえた法の統一的解釈の観点からは、法に規定する「有償」と道路運送法に規定するそれは同一であると考えられる。

イ 道路運送法において旅客自動車運送事業とは、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業…」(同法第2条第3項)と定義されており、法における一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の各定義と同様の書きぶりとなっている。

道路運送法における「有償」とは旅客の運送行為への対価を意味し、「自動車を使用して」とは、サービス提供者の所有又は管理する車両を使用することを当然の前提にしている。

このことは、令和2年3月31日付国土交通省自動車局旅客課長発出「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」1(4)の具体例⑥に詳述のとおりである。つまり、道路運送法第2条第3項における「有償」とは、サービス提供者の所有又は管理する車両を用いることを前提とした運送行為への対価をいう。

上記アのとおり、法と道路運送法における用語は、同一に解釈されるべきであるところ、法に規定する「有償」の意義も、サービス提供者の所有又は管理する車両を用いることを前提とした運送行為への対価をいうと考えるべきである。

ウ 実質的に考えてみても、本件新事業活動では、上記3のとおり、甲が保有又は管理する建設機材を、甲が保有又は管理する車両を用いて、甲が指定する場所へと運搬することを前提にしている。当社は甲の支配下にある貨物運搬に関連するサービスの一つを委託されるに過ぎない。

輸送の安全性に与える影響という観点から見ても、法が規制対象としていない、 自社の保有又は管理する物品を自社の車両で運搬する行為と実質的に同視できる。 なお、当社が荷物保険に加入することは、前述のとおりである。

エ 甲の保有・管理する車両を提供されてそれを用いた運転サービスを提供するに 過ぎない本件新事業活動は、文言解釈のみならず実質的に考えてみても、「有償」 にはあたらない。

(3)「運送」該当性

ア 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業は、いずれも「運送」を前 提とする。

この点、上記令和2年3月31日付国土交通省自動車局旅客課長発出「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」1(4)の具体例⑥では、「自動車の提供とともに行われる運送でない場合には、そもそも運送行為が成立しないため、道路運送法の対象とはならない」とされている。

そして、上記(2)アのとおり、法と道路運送法における用語は、同一に解釈されるべきであるところ、法に規定する「運送」の意義も、自動車の提供とともに行われる運送をいうと解すべきである。

イ 当社は、運転サービスの提供にあたり、甲の保有・管理する車両を用いるに過ぎず、当社の保有・管理する車両を用いない。とすれば、運転者のみを提供する当社から自動車の提供がなされない以上、「運送」にもあたらない。

(4) 結論

よって、本件新事業活動は、法第2条第3項に定める「一般貨物自動車運送事業」 及び同条第4項に定める「特定貨物自動車運送事業」のいずれにもあたらない。

4. 公表の延期の希望(希望する場合のみ) 延期を希望しない。

5. 連絡先

照会者

電話

FAX